

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する告示案について

## 1. 概要

法第 86 条の 7 の規定により、既存不適格建築物を基準時における延べ面積の 1/2 以下の範囲で増改築する場合であって、既存の建築物に対する制限の緩和を受けようとするときは、増改築後の建築物全体が構造計算等によって地震に対して構造耐力上安全であること等を確かめる必要があるとしているが、以下の通り見直しを行う。

- 法第 20 条第 4 号の建築物のうち木造のものについては、構造計算に代えて、釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準に適合することを確認することで、地震に対して安全な構造であることを確かめることができる」とする。

なお、あわせて、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）別添（以下「指針」という。）第 1 各号列記以外の部分ただし書の規定に基づき、指針第 1 に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法として、新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合することを確かめること）を新たに認める予定である。